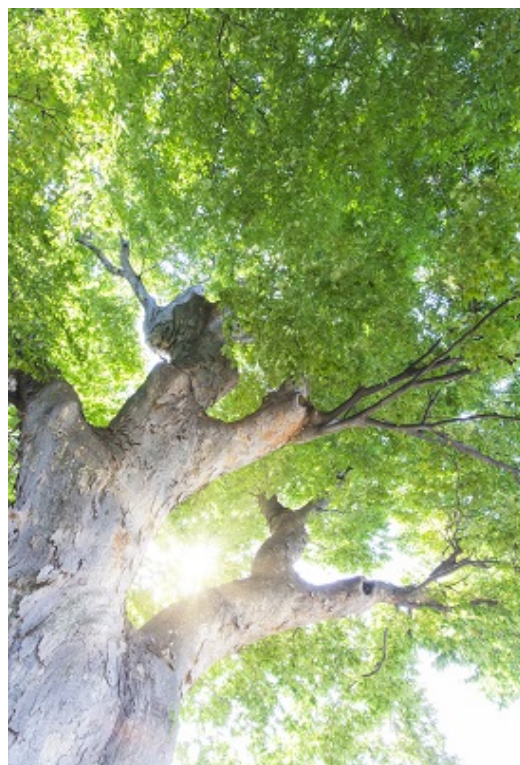
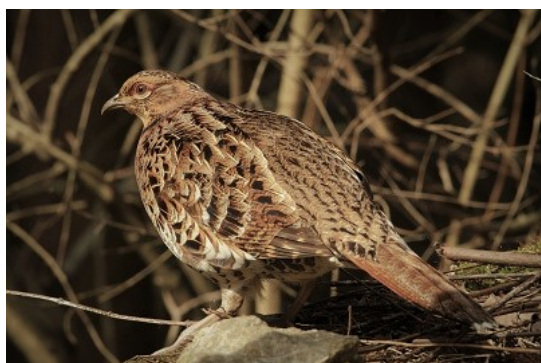


# 湯沢市森林整備変更計画書

計画期間 自 令和 2年 4月 1日  
至 令和1 2年 3月 31日

(令和 3年 3月 変更)

(令和 4年 3月 変更)



変更事項及び理由（軽微な変更を除く）

令和3年3月変更

変更事項及び理由

- 1 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - ・林道事業として実施する路線の追加による変更
  
- 2 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
  - ・守るべきナラ林及び活用すべきナラ林の一部削除による変更  
〔守るべきナラ林〕 東山森林公園を削除  
〔活用すべきナラ林〕 天ヶ台森林公園、湯沢スキー場、東山森林公園、赤石沢公園を削除
  
- 3 基幹路網の整備計画
  - ・林道事業として実施する路線の追加による変更

令和4年3月変更

- 1 秋田県森林計画（令和3年12月変更）を踏まえ、関係する事項を変更
  
- 2 森林経営管理制度に関する事項
  - ・制度の活用方法の見直しによる変更
  
- 3 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - ・林道事業として実施する路線の追加による変更
  
- 4 病虫害の被害を受けないよう被害防止対策を促進すべき林分
  - ・対策対象松林の区域の追加による変更
  
- 5 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法（別表1）
  - ・水源涵養機能維持増進森林に水源森林地域に指定されている林班の追加による変更
  - ・山地災害防止等機能維持増進森林から除かれた林小班の削除による変更
  - ・木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の追加による変更
  
- 6 基幹路網の整備計画（別表2）
  - ・林道事業として実施する路線の追加による変更